

ガソリンを携行缶等で購入される皆様へ

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、令和2年2月1日からガソリンスタンドでガソリンを容器へ詰め替え、購入される方に対し、以下の事項を行うことが消防法で義務づけられました。



- 本人確認（運転免許証等）
 - 使用目的の確認（発電機燃料用等）
- を行い

販売店が販売記録を作成します。

※ 販売店等が発行する会員証・組合員カードなどにより、既に本人確認が行われている場合や、販売店と継続的な取引があり、購入者の氏名や住所を把握している場合等は本人確認や使用目的の確認を省略することができます。

ガソリンによる事件・事故を未然に防ぎ、適正な使用を徹底するため、

購入される皆様方にはご協力の程よろしくお願いします。



※ ガソリンをセルフスタンドで購入する場合、購入者自らがガソリンを容器に詰め替えることは認められておりません。必ずガソリン専用携行缶等の消防法に適合した容器を使用し、ガソリンスタンドの従業員に詰め替えをお願いしてください。

危険物について不明な点があれば予防課保安係までお問合せください。

☆問合せ先

泉大津市消防本部 予防課保安係

Tel 0725-33-4482(予防課直通)